破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２２６号
相模原市中央区横山２丁目11番３－２号
破産者　佐藤　吉男
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第６５号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番１－610号
破産者　樋浦　康夫
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第９７７号
名古屋市中川区十一番町７丁目２番地の１
県営十一番町住宅１棟206号、開始決定時の住所名古屋市中川区東起町５丁目22番地の６
破産者　太田　正弘
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４９号
青森県上北郡六戸町小松ケ丘２丁目77番地428、破産手続開始決定時の住所青森県三沢市泉町１丁目110番地２号
破産者　殿村　文子
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第５０号
青森県上北郡六戸町小松ケ丘２丁目77番地428、破産手続開始決定時の住所青森県三沢市泉町１丁目110番地２号
破産者　殿村　治人
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第９５８号
大阪市東淀川区菅原４丁目10番32―401号、申立時の住所大阪市城東区永田２丁目６番12号
破産者　畑　　瑞穂
1　破産債権の届出期間　平成27年９月７日まで
2　一般調査期日　平成27年10月19日午後２時
平成27年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８８号
愛媛県松山市森松町324番地　森松団地３棟５号
破産者　近藤　賢慈
1　破産債権の届出期間　平成27年９月18日まで
2　一般調査期日　平成27年10月29日午後２時40分
平成27年８月４日　　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７５号
福岡市博多区博多駅南５丁目９番23―904号、開始決定時の住所宮崎市出来島町18番地２第２ユーミーハイツ201号
破産者　岡留　正一
1　破産債権の届出期間　平成27年９月24日まで
2　一般調査期日　平成27年11月20日午前10時
平成27年８月４日　　宮崎地方裁判所破産係

破産管財人変更

平成２７年（フ）第６３４３号
東京都中野区南台３丁目25番７号
破産者　株式会社ホットリビング
破産管財人　佐藤　智香が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　飯嶋　康宏
平成27年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３４４号
東京都八王子市七国４丁目24―19
破産者　下山　輝彦
破産管財人　佐藤　智香が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　飯嶋　康宏
平成27年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第１１号
山口県岩国市錦町広瀬75―７　吉本義貞方、住民票上の住所山口県岩国市南岩国町４丁目６番22号
破産者　大本　亜美
異議申述期間　平成27年９月14日まで
平成27年８月４日　山口地方裁判所岩国支部

免責審尋期日

平成２７年（フ）第３６８３号
東京都世田谷区砧８丁目23―３
破産者　松村　圭子
審尋期日　平成27年11月16日午前11時
平成27年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第１号
埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄88番地
清算株式会社　株式会社あかひら
代表清算人　軽部龍太郎
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所秩父支部

平成２７年（ヒ）第２０１２号
東京都千代田区鍛冶町２丁目７番12号
清算株式会社　南興産株式会社
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第４号
岐阜市敷島町７丁目66番地
清算株式会社　ジーパートナーズ株式会社
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所

監督命令

平成２７年（再）第５０号
東京都港区虎ノ門１丁目３番２号
再生債務者　株式会社不二屋ビルデング
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区八丁堀４丁目１番３号　宝町ＴＡＴＳＵＭＩビル５階Ａ　岩崎法律事務所　弁護士　岩崎　　晃
平成27年８月３日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令変更

平成２７年（再）第４４号
東京都千代田区神田神保町３丁目25番地
再生債務者　栗田出版販売株式会社
主文　平成27年６月26日にした監督命令に次の事項を加える。
「4(9)　再生債権者である出版社との間で、仕入取引に係る返品の決済に関する合意をすること」
平成27年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２７年（再）第２号
埼玉県上尾市大字平方4280番地１
再生債務者　株式会社交設
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年８月28日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年10月９日から平成27年10月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部